

前橋市放課後児童健全育成事業実施要綱

最終改正（令和3年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

（事業主体等）

第2条 本事業の実施主体は、前橋市とする。ただし、市長は、市以外の団体に事業の実施を委託することができる。

2 本事業の運営主体は、前項ただし書の規定により市から委託を受けた団体とする。

3 本事業を行うための専用施設を放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）とし、運営主体が管理運営する。

（事業）

第3条 本事業は、前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第36号。以下「基準条例」という。）及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）に基づき、基準条例及び運営指針に定める内容を実施するものとする。

（対象児童）

第4条 本事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学している児童（以下「放課後児童」という。）とする。ただし、健全育成上特に指導を要する児童も対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市外の小学校に就学している放課後児童にあつては、当該児童クラブの収容人数に余裕がある場合に限り、本事業の対象児童とすることができる。

（支援の単位）

第5条 対象児童に対する支援の単位は、おおむね次のとおりとする。ただし、職員の確保が困難な場合、施設上分割が困難な場合等体制が整えることが難しい場合は、この限りではない。

対象児童の数	支援の単位の数
--------	---------

1人から40人まで	1
41人から80人まで	2
81人から120人まで	3
121人から160人まで	4

※ 40人増えるごとに、支援の単位を1増加するものとする。

- 2 土曜日等利用している児童が少ない時間帯は、支援の単位の数を減らして、運営することができる。

(職員体制)

第6条 運営主体は、基準条例第10条に定める職員配置基準に基づき、児童クラブに放課後児童支援員及び補助員を配置しなければならない。

- 2 前項の職員配置基準を満たすべき時間帯は、開所時間のうち、現に児童を1人以上受け入れている時間帯とする。

(開所日及び開所時間)

第7条 児童クラブは、次に掲げる日を除き、毎日開所するものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

- 2 児童クラブの開所時間は、おおむね次のとおりとする。ただし、運営主体は、利用ニーズを踏まえ、各号に定める時間を超えて開所するよう努めるものとする。

(1) 小学校等登校日 下校時から午後6時まで（3時間以上）

(2) 学校休業日 午前8時30分から午後6時まで（8時間以上）

- 3 前2項の規定にかかわらず、利用がないことを確認できた場合は、事前に利用者に周知したうえで、開所日及び開所時間を変更することができる。ただし、1年につき250日以上開設するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合は、臨時に閉所することができる。

(入所、利用料等)

第8条 児童クラブを利用しようとする者は、各児童クラブの運営主体に申し込まなければならない。この場合において、申込手続は、各児童クラブの定める規程等によるものとする。

- 2 児童クラブの利用に当たって必要となる対価（以下「利用料」という。）は、各児童クラブの運営主体が定める規程等に基づき、運営主体が収受する。

3 市は、前2項の規定により運営主体が定める規程等について、運営主体が従い、又は参酌すべき一定の基準を設けることができる。

(委託)

第9条 第2条第1項ただし書の規定により事業委託する団体は、次に掲げる全ての要件を満たす社会福祉法人等又は保護者等民間有志により設立された団体とする。

(1) 放課後児童等がおおむね10人以上確保でき、かつ、継続して事業を実施できる見込みがあること。ただし、当該小学校区域内に唯一設置された児童クラブの場合は、この限りではない。

(2) 政治上又は宗教上の組織に属さないこと。

(3) 市の施策及び計画に適合していること。

2 前項に規定する社会福祉法人等とは、社会福祉法人、学校法人又は放課後児童健全育成事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人若しくは特定非営利活動法人をいう。

3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する各団体に委託できない等やむを得ない場合は、地域運営委員会（児童クラブを設置する地域ごとの自治会、民生委員・児童委員、青少年健全育成会等の地域児童福祉、児童健全育成団体の代表者等で組織される任意団体をいう。）に対し委託することができる。

(受託申込み等)

第10条 児童クラブ事業を受託しようとする団体は、別に定める期日までに放課後児童健全育成事業受託申込書により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、委託の可否を決定する。

3 市長は、委託の決定をしたときは、放課後児童健全育成事業委託決定通知書により、各団体に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた団体は、通知を受けた日から1週間以内に放課後児童健全育成事業委託契約を締結するものとする。

5 第2項の規定による申込みの内容に変更が生じた場合は、放課後児童健全育成事業受託内容変更届を市長に提出しなければならない。

6 運営主体は、受託期間終了後速やかに放課後児童健全育成事業報告書を市長に提出しなければならない。

(委託料)

第11条 市長は、運営主体に対し、委託契約に基づき、国の基準による委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料を算定する上で基礎となる対象児童は、当該児童クラブに利用の登

録をし、かつ、継続的に利用する者とし、その数は、毎日利用する児童の月平均利用人数に、一時的に利用する児童の月平均利用人数を加えて算出することとする。この場合において、月平均利用人数は、登録時の利用希望日数を基に算出するものとする。

- 3 第4条第2項の規定による対象児童は、前項の場合における対象児童に含めることができない。

(指導、助言等)

第12条 市長は、運営主体に対し、指導及び助言等を行うことができる。

- 2 運営主体は、本事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

- 3 運営主体は、基準条例を遵守するとともに、運営指針に定める事項を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、本事業の質の向上と機能の充実に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

